

動薬協会発 60号
平成26年6月13日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
(公 印 省 略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の
施行について

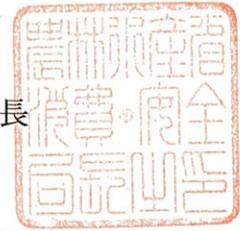
当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。

26消安第1033号
平成26年6月11日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第36号）が平成26年6月11日付けで公布され、このことについて別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



(別添)

写

26消安第1033号
平成26年6月11日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第36号）が平成26年6月11日付けで公布されましたので、改正省令の内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対して周知徹底いただくよう御協力願います。

記

1 改正の概要

飼料中の残留農薬については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく畜産物の農薬の残留基準を遵守するため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）において主要な飼料原料を対象に残留基準値を設定しているところです。

今般、同省令が改正され、ペンディメタリンの残留基準値が変更されました。

2 適用期日

改正省令の公布日から適用されます。

